

(平成24年10月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から同年 7 月までの期間及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 5 月から同年 7 月まで
② 昭和 63 年 9 月

私の国民年金の加入手続は、申立期間当時に住んでいた A 町で母親が行ってくれた。当時、私は、アルバイト収入のみだったので毎月定期的に国民年金保険料を納付する余裕がなかったが、平成元年に B 県に転居し、就職により収入が安定してきた同年 8 月から 3 年頃までの期間に、B 県内の郵便局で 8 万円を引き出し、未納となっていた保険料 8 万円弱を遡って一括納付した。領収書は保管していないが、当時の私にとっては 8 万円弱がかなりの高額であったことをはっきりと記憶しているので、申立期間①及び②が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は合計 4 か月と短期間である上、申立人は、5 回の国民年金被保険者の種別変更手続を適切に行っており、申立期間①及び②を除き国民年金被保険者期間に係る国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人は、「平成元年 8 月から 3 年頃までの期間に、未納となっていた保険料 8 万円弱を遡って一括納付した。」と主張しているところ、平成元年 8 月から 2 年 6 月までの期間に、申立期間①及び②の保険料を一括過年度納付することは可能である。

さらに、オンライン記録により、昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月までの保険料は過年度納付されていることが確認できるところ、申立人が遡って一括納付したと主張する保険料約 8 万円弱は、当該期間と申立期間①及び②に係る保険料を合算した額（7 万 7,000 円）とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月1日から21年9月1日まで

私は、A社で非常勤の役員として勤務しているが、申立期間について、給与が毎月175万円であったにもかかわらず、社会保険事務所（当時）への届出誤りにより、標準報酬月額が18万円と記録されている。

給与からは、標準報酬月額62万円に見合う厚生年金保険料が控除されているので、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管している給与支払調書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（62万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人は、申立事業所に係る商業登記簿謄本によると取締役であることが確認できるところ、申立人は、「申立期間の標準報酬月額の相違については、ねんきん定期便で初めて知った。私は、役員ではあるが、非常勤であり、経理や社会保険事務手続には関与していない。」と主張しており、事業主及び事務担当者も申立人の主張を肯定する回答をしていることから、申立人は、事業主が申立期間に係る保険料の納付義務を履行していないことを知り得る状態ではなく、社会保険事務にも関与していなかったと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届にお

いて申立人の報酬月額が17万5,000円となっており、事業主も当該報酬月額を誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、同社C支店）における資格取得日に係る記録を昭和54年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月1日から同年9月1日まで

私は、昭和46年4月1日にA社へ入社してから現在まで勤務しているが、54年8月1日に同社D支店から同社B支店に転勤した際の厚生年金保険の被保険者記録は、申立期間の1か月が空白となっている。

しかし、私は、申立期間も継続して勤務しており、厚生年金保険被保険者期間に空白があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店が保管する人事記録、並びにE健康保険組合及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和54年8月1日に同社D支店から同社B支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和54年9月の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日を誤って社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めていることから、事業主が昭和54年9月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月31日から同年4月1日まで

私が、A社B事業所から同社C事業所へ転勤したときの厚生年金保険の被保険者記録は、同社B事業所の資格喪失日が昭和55年3月31日、同社C事業所の資格取得日が同年4月1日となっているため、同年3月が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。しかし、私は、申立期間も継続して勤務していたので、同社B事業所の資格喪失日を同年4月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本社から提供された簡易賃金台帳の記載内容及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和55年4月1日に同社B事業所から同社C事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和55年2月の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和55年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業

主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。